

「システム管理基準 追補版（財務報告に係る IT 統制ガイダンス）（案）」に対する意見公募要領

平成19年1月19日
商務情報政策局
情報セキュリティ政策室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

情報技術（以下、IT という）の急速な普及に伴い、我が国企業においては、販売、物流、調達といった業務から、財務・人事・給与等の基幹業務に至るまで、数多くの業務において IT への依存度が増大しています。

平成18年6月に成立した「金融商品取引法」により、経営者は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用について適正に評価、報告することが義務付けられましたが、上記のような IT への依存度増大を背景として、金融庁企業会計審議会内部統制部会が策定中の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（公開草案）」においても、内部統制の枠組みの基本的要素の1つとして「IT への対応」が掲げられています。

経済産業省においては、情報システムの適正な管理等を目的として、「システム管理基準」及び「情報セキュリティ管理基準」（以下、システム管理基準等という）を策定しております。

しかしながら、システム管理基準等では、財務報告に係る内部統制における IT 統制の構築や評価について詳細までは規定していないことから、システム管理基準等を活用している企業が、財務報告に係る内部統制で求められている「IT への対応」を行っていくためには、システム管理基準等と「IT への対応」との間の具体的な対応関係を明らかにしていくことが不可欠です。

この具体的な対応関係を明らかにするため、経済産業省は、「企業の IT 統制に関する調査検討委員会」を設置し、平成18年10月以降計3回にわたって審議を行い、「システム管理基準 追補版（財務報告に係る IT 統制ガイダンス）（案）」を作成しました。

つきましては、本追補版をとりまとめるにあたり、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

「システム管理基準 追補版（財務報告に係る IT 統制ガイダンス）（案）」

なお、意見の提出に際しては、必要に応じて以下の資料もあわせてご参照ください。

・「システム管理基準」

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/system_kanri.pdf

- ・「情報セキュリティ管理基準」

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/IS_Audit_Annex01.pdf

- ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20051208-2.pdf>

- ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（公開草案）」

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20050713-2/01.pdf>

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成19年1月19日（金）～平成19年2月19日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

- (1) 郵送の場合、意見提出用紙を下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室

システム管理基準追補版（案）に関するパブリックコメント担当 宛

- (2) F A Xの場合、意見提出用紙を下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：(03) 3501-6639

- (3) 電子メールの場合、下記のメールアドレスに意見提出用紙を添付してお送り下さい。

メールアドレス：itsec-public@meti.go.jp

(件名を「システム管理基準追補版（案）に関する意見」として下さい。)

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承下さい。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや様式に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。